



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町 5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

## 育児・介護休業法改正情報 規程の見直しが必要です

今回は、6 月に国会を通過した改正育児・介護休業法の主な改正点についてご案内いたします。施行日は未定であるものの、公布日（平成 21 年 7 月 1 日）より 1 年（改正点の一部については、常時使用の従業員数 100 人以下の会社は 3 年）以内には全て施行されることとなっています。本改正に伴い、育児・介護休業規程の見直しが必要になりますのでご注意ください。



### 1 育児勤務時間の措置等の見直し

現 行

勤務時間の短縮  
所定外労働の免除  
フレックスタイム  
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ  
託児施設の設置、運営  
に準ずる便宜の供与  
育児休業に準ずる制度

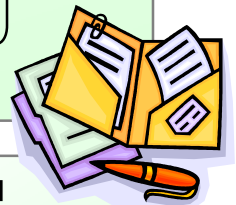
何れかの措置が必要



改正後

勤務時間の短縮  
&  
所定外労働の  
免除

義務



### 2 子の看護休暇の拡充

小学校入学前の子どもがいる場合

現 行

子どもの数に  
関わりなく年 5 日



改正後

子どもの数が 2 人以上  
年 10 日  
子どもの数が 1 人  
年 5 日



### 3 労使協定による育児休業対象除外者の見直し

配偶者が専業主婦（夫）の場合の、  
育児休業の取り扱いが変更

現 行

労使協定により、  
育児休業の対象者と  
しないことが可能



改正後

除外対象者と出来ない



### 4 父親も育児休業を取る場合の育児休業の見直し

父母が共に育児休業した場合、  
1 歳 2 ヶ月まで育児休業可能に  
（但し、父母それぞれ 1 年が限度）

父親に限り、生後 8 週間以内に  
育児休業を取得した時、期間内で  
2 回目の育児休業の取得が可能に

### 5 介護休暇の新設

介護休業の対象となる  
家族を介護する為の介護  
休暇を与えることが必要に

要介護状態の家族が 2 人

年 10 日

要介護状態の家族が 1 人以上

年 5 日



### 6 公表制度、罰金の新設

法違反をし、勧告を受けたにも  
関わらずそれに従わなかった場合

企業名公表

虚偽の報告をした場合

20 万円以下の罰金に

公布日より 3 ヶ月以内に施行

施行日等の詳細は、決定次第、後日改めてお知らせいたします。